

令和5年度第1回長崎市男女共同参画審議会 議事録

〔日時〕 令和5年8月3日（木）15:00～16:30

〔場所〕 長崎市役所5階 第1委員会室

- 〔次第〕
- 1 開会挨拶
 - 2 委員紹介・事務局紹介
 - 3 議題
 - (1) 会長及び職務代理者の選出について
 - (2) 第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況（令和4年度）
 - (3) 「男女共同参画に関する市民意識調査」の調査項目について
 - (4) その他
 - 4 閉会

事務局 ただいまより、令和5年度第1回長崎市男女共同参画審議会を開催する。

— 市民生活部長挨拶 —

— 委員紹介（12名） —

— 事務局及び関係課紹介 —

事務局 本日の審議会委員の出席は13人のうち12人であり、「長崎市男女共同参画推進条例」第26条第2項の規定により、委員の出席が過半数を超えているため、本日の審議会が成立していることをご報告する。

— 会議資料の確認 —

事務局 本日の流れを簡単に説明する。
ただいま、次第の「2 委員紹介、事務局紹介」まで終了したところである。このあと、次第の「3 議題」に入る。本日の議題は3項目である。
それでは、議題（1）会長・職務代理者の選出に入る。会長の選出については、長崎市男女共同参画推進条例第25条第1項の規定により、委員の皆様による互選となっている。
委員の皆様より、自薦・他薦を問わないので、どなたかご推薦をお願いしたい。

委員 ○○委員を推薦したいと思う。

事務局 他にいらっしゃらないか。
〇〇委員、〇〇委員から推薦があったが、承諾いただけるか。

委員 承知した。

事務局 それでは、〇〇委員に第 11 期審議会の会長をお願いしたいと思う。〇〇会長は、会長席へお席の移動をお願いする。
〇〇会長より一言、ご挨拶をお願いしたい。

— 会長挨拶 —

事務局 続いて、職務代理者については、長崎市男女共同参画推進条例第 25 条第 3 項の規定に基づき、会長が指名することとなっているので、〇〇会長からのご指名をお願いしたい。

会長 それでは、〇〇委員を指名させていただきたい。〇〇委員、お願いできるか。

委員 はい。お受けする。

事務局 それでは、長崎市男女共同参画推進条例第 26 条第 1 項の規定により、会長が議長となることが定められているので、この後は、会議の進行を〇〇会長にお願いする。

会長 委員の皆様の、円滑な議事進行にご協力をお願いしたい。
それでは早速だが、議題（2）第 3 次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 それでは、「第 3 次計画前期行動計画の令和 4 年度進捗状況」についてご説明する前に、計画の概要についてご説明する。

資料 2 「第 3 次計画（概要版）」をご覧ください。

「計画策定の趣旨」であるが、第 3 次計画は第 2 次計画を検証し、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況を踏まえ、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」という目指すべき将来の姿の実現に向けて策定した。

「計画の位置づけ」であるが、本計画は、男女共同参画社会基本法及び長崎市男女共同参画推進条例に基づき策定するものである。加えて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画としても位置付けている。

「計画の期間」は、令和4年度から令和12年度までの9年間となっている。

次に、中を開いていただくと、左のページに計画策定時点での主な現状や課題、社会情勢と、それを踏まえて新たに取り入れた視点を記載している。

現状・課題としては、「1 男女共同参画への理解がまだ浸透していないこと」、「2 様々な分野での女性の共同参画が進んでいないこと」、「3 男女共同参画の形成を阻害する暴力が存在すること」で、社会情勢・環境の変化としては、女性活躍法等の整備、働き方の変化、非常時における性別に起因した様々な問題の顕在化などがあげられる。

これらを踏まえ、第3次計画では、新たに、雇用の場の視点と防災・復興における視点を主要課題として位置付けている。

右のページには、「施策の体系」として、推進目標ごとに取り組むべき主要課題と施策の方向を、裏面には、「主要指標と目標値」を記載しているのでご参照いただきたい。

それでは、計画の進捗状況についてご説明させていただく。

資料3の「主要指標」及び資料4の「施策の方向に沿って取り組む内容」について説明する。

まず、資料の見方であるが、資料3、「第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況（主要指標）」をご覧ください。

1ページ上段右の「評価」欄であるが、目標値に対する実績値に基づき、5段階評価で評価を行うこととしており、「計画以上の成果が獲得でき、達成率が年度目標値の100%以上」のものを「5」とし、「75%以上 100%未満」が「4」、「50%以上 75%未満」が「3」、「25%以上 50%未満」が「2」、「25%未満でほとんど成果が得られなかった」を「1」としており、主要指標ごとにお示ししている。

続いて、資料4、A3横のホッチキス止めの「第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況（施策の方向に沿って取り組む内容）」をご覧ください。

1ページ上段右の「方針」であるが、「【令和4年度の事業実施状況】」に対して、「ア」、「イ」、「ウ」の3段階になっており、アが「このまま継続、推進する」、イが「事業の内容や手法の調整や改善が必要」、ウが「その他」として、取り組み内容ごとにお示ししている。

それでは、資料3の「主要指標」からご説明させていただく。

「第3次計画」においては、1ページから4ページにかけて記載しているとおり、19の「主要指標」を設定している。

令和4年度における「評価」については、緑色の「評価5」が10指標、青色の「4」が7指標、橙色の「3」が2指標、「1」および「2」は該当がない。このうち、評価「3」と低かった2つの指標についてご説明させていただく。

「推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり」、指標番号1「社会全体でみると男女平等であると感じている市民の割合」だが、目標値28.0%に対して実績値が15.4%、達成率が55.0%となっている。

この結果から、依然として男女の固定的役割分担意識は根強く残っていると思われることから、家庭・地域・職場などさまざまな分野に残る男女の固定的役割分担意識を見直すため、今後も引き続き、講座の実施や啓発紙等による周知等を行っていく。

次に、「推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり」の主要指標9「市の審議会等への女性委員の登用率」だが、目標値40.0%に対し、実績値が22.8%、達成率は57.0%となっている。

専門分野や関係団体等に推薦依頼した場合、その分野や職位の男女比率に偏りがあり、結果的に女性が少なくなってしまうことが多く、女性の登用率は20%代で推移している状況である。

方針としては、引き続き関係所属に対して、委員の改選時に委員構成の見直しや工夫を行うよう働きかけていく。

以上が、評価が「3」の「主要指標」である。

続いて、令和4年度の主な取組みをご説明させていただく。

「推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重しあう意識づくり」の主な取組みであるが、取組番号1「男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供」について、令和4年度は、「長崎市男女共同参画推進特集号」の発行及び「アマランス通信」を4回発行した。「長崎市男女共同参画推進特集号」については、広報ながさき3月号の折り込みとして市民へ配布しており、幅広く啓発活動を行うことができていると考える。今後も「男女共同参画社会」の実現を目指し、多くの市民へ啓発活動を行っていく。

次に取組番号5「男女共同参画推進センターが主催する講座の実施」について、令和4年度は講座を109回実施した。令和3年度の73回と比べて36回増加しており、また、講座受講者数についても9,404人と、令和3年度に比べて4,998人増加したことから、より多くの市民へ「男女共同参画」に関する学習の場を提供できたと考える。

しかしながら、令和3年度に比べて、受講者の講座の理解度が83.8%から77.7%に減少しており、理解度の向上が十分に図れていないと考えられるため、講座を実施するにあたり、それぞれの講座と「男女共同参画」とのつながりを意識させるための説明をより丁寧に行うなど、受講者の理解度の向上に努めていく。

取組番号17「学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施」について、令和4年度は、「長崎県学校保健専門医等派遣事業」を積極的に活用するよう学校に周知し、6校が活用している。これ以外に、独自に派遣依頼をしている学校も増えており、小学校で10.3%、中学校で78.4%、高等学校で100%、全体で34.9%の活用率となり、目標値の30.0%を上回っており、学校の意識も高まっていると考える。

しかしながら、小学校では、保健授業による指導を担任や養護教諭を中心に取り

組んでいる学校が多いため、外部講師の活用が少ない状況である。

今後は、外部講師と連携して性教育を行うため、保健主事部会等で、講師派遣について情報提供を行うとともに、県・市主催研修会を主催しそこへの学校職員へ参加要請を行うなど、意識付けを行っていく。

次に、「推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり」の主な取組みについてご説明させていただく。

取組番号 42「長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進」について、本計画の推進に向けて、育児・介護ハンドブックの作成・配布や、育児介護参加プログラムの作成・活用の周知を行ったほか、育児介護、多様な働き方の推進として在宅勤務を導入した。併せて、職員の健康管理及び時間外勤務縮減促進のため、ノー残業デーを実施し、また、年次休暇等取得計画表の作成により、年次休暇等の計画的取得促進と、休暇を取得しやすい環境整備を進めた。

男性職員育児休業取得率については、目標値 13%に対して実績値が 23.7%と、目標値を大きく上回っている。これは、育児休業の制度が改正され、取得回数が緩和されたことや、育児・介護ハンドブック等により職員への情報提供を進めたことで、男性が育児休業を取得しやすい環境を整備できたためと考える。

今後も「長崎市職員ワークライフバランス推進計画」に基づく取組みをさらに推進していく。

主要課題 8「防災・復興における男女共同参画の推進」については、「第 3 次計画」で新たに取入れた視点となっている。

このうち、取組番号 74「男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進」については、授乳やおむつ替え等が行えるスペースが確保できるよう、開設実績が多い避難所に間仕切りパーテーションなどを備蓄し、また、女性の生理用ナプキンを常時備蓄している。

今後も、「男女共同参画」の視点を反映させうえて、備蓄品購入の検討や、避難所運営に努めていく。

次に「推進目標Ⅲ 男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり」の主な取組みであるが、取組番号 78「DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催」について、令和 4 年度は、男女共同参画推進センターの派遣講座として、「デートDV防止授業」を、市内中学校 17 校、高等学校 3 校の計 20 回開催した。

「デートDV」の実態および防止に関して、若年層に広く周知することができていると考えるが、授業の実施率が市立中学校 37 校中 16 校と、4 割程度にとどまっている。これは、学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないことなどが考えられる。

今後も、引き続き、教育委員会、学校、NPO 法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、全中学校での実施を呼びかけていく。

説明は以上である。ご審議の程、お願いしたい。

会長 　　ただいま事務局から説明があったが、「第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況」について協議したいと思う。何か意見・質問等はないか。

委員 　　取組番号 74 番「男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進」について、私は日本トイレ協会の運営委員をさせていただいているが、避難所のトイレの問題は、男女共同参画以前の問題と捉えているので、こういうふうに男女共同参画に入れてしまうと、逆にすごく難しい問題になってくる。なぜかという、今は多様性の時代になり、渋谷区ではこれから先、女子トイレがなくなるという傾向があるので、炎上している最中である。なぜ女子トイレをやめるかという、カミングアウトして普通に生きている人たちが、女子トイレに入れないのであればなくそうという短絡的な考えがあるからだ。私は新庁舎のトイレのプロデュースをさせていただいたが、トイレの問題は男女共同参画以前に、一人の人間としてとても大切な問題である。そのため、この時点でここに入れることに疑問を感じたので、なぜ男女共同参画の視点を入れたのかなと思った。その辺はいかがであるか。

事務局 　　委員がおっしゃるように、そのような考えも理解できる場所である。いわゆる男女共同参画以前に、人権という形の中でも捉えていくべきこととと思っている。人権と男女共同参画は切っても切り離せない関係にあると考えているが、実際に避難所運営の中で、様々な女性の視点を踏まえた避難所運営をしていく必要性というのが考えられているため、そうする中での視点という形で捉えているところである。

委員 　　よく分かった。避難所の中で、特にトイレが一番大事な問題であると皆さんに捉えていただければ、別に問題はないと思う。ちょっと気になったところだけである。

会長 　　内閣府の男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの中で、避難所運営は入っているため、行政としてはここに入るのかなと思っているところである。

委員 　　取組番号 16 番「性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催」ということで、ファミリープログラムの中で、性に関するものも含んで4回実施されたということで、取り組まれているのだなと感じた。問題点の中に、専門的な知識や情報を得られないとあり、方針のところ、時間配分を工夫するなど、必要であれば専門職からの講話を取り入れていきたいとある。性に関する理解を深めるということで、家庭での取組みも必要であると思うため、これは「必要であれば」というか必要なので、専門職からの講話をぜひ取り入れていただきたいと思う。

事務局 この表現は確かに「必要であれば」との後ろ向きな表現となっているため、「必要なので」との表現に変えさせていただきたいと思う。

委員 取組番号5「男女共同参画推進センターが主催する講座の実施」について、講座を受講された方の男女比はどうであったか。

事務局 男女共同参画推進センターの講座の受講者であるが、令和4年度は。全体で9,404名受講されているうち、男性が3,821人、男性比率が40.6%となっている。

会長 これはどういう聞き方をしているか。男性、女性、どちらでもない、のような聞き方が最近の普通の聞き方であると思うが。

事務局 これはアンケートの時に、自認する性で構いませんという形でお聞きしている。

会長 男性、女性と書いて、性自認で構いませんというような形か。

事務局 選択肢を3つ設け、男性、女性、自認する性でどちらかまでのご記入としている。

会長 どちらでもない人もいると思った。最近は通常は4つあると思う。皆さんいかがであるか。

委員 選択肢を4つにしても、答える方もすごく躊躇うかなと思われて、3つにしたのではないかと思っている。

会長 こういうアンケートは、市が先陣を切って変えていただけると、皆さんもそうか、アンケートってこうなるのかということが分かるため、ぜひ4つにさせていただけると、そのうえで、性自認で構いませんとの書き方でいいと思う。

事務局 承知した。アンケートの性別記載については、指定管理者である男女共同参画推進センターとも協議して、検討させていただく。

委員 取組番号5「男女共同参画推進センターが主催する講座の実施」について、受講者数が令和3年度に比べて4,998人増加とあるが、働きかけ方を変えたから増えたということなのか、単純にコロナが落ち着いたので参加する人が増えたということなのか。それにより、今後の取組み方が異なってくるのかなというところが気になったため、特に成果が得られたことの原因というか、何か把握していることがあればご教示いただきたい。先程の性自認の部分であるが、性自認自体が男性でも女性でもない方がいらっしゃるようなところでの配慮という意味で、選択肢が4つあった上

で、性自認で構わないというのがオーソドックスになってきていると思うため、ぜひ前向きにご対応いただきたい。

事務局 性別のところも含めて、今後検討させていただきたいと思う。最初の質問で、講座の受講者数が大幅に増加しているのは、中学校や高校への派遣講座を多く開催しているので増えているという背景がある。中学高校に対して性についての学習会を、令和4年度は数多く実施した。

委員 同じく取組番号5であるが、問題点に記載のある、受講者の講座への理解度が減少しておりというのは、アンケートを見てそのように思われたのであろうが、その中身は分かるか。

事務局 理解度の部分であるが、受講者は講座のチラシや広報ながさきでタイトルを見てこういった内容と受講されるが、実際受講してみると、自分が思っていた内容と講座の内容が違っていたことがあったり、元々そういった講座を受けるつもりではなかったもので、基礎的な知識がない状態で受講している場合もあるため、ご本人の理解度が進まないということが見受けられた。タイトルだけでは講座の全部をお伝えすることは難しいため、こういった講座かということがよく分かるように、事前の周知も含めて積極的に周知していくのと、講座の内容も、難しいものではなく、より分かりやすい、興味を持っていただけるような内容を中心に講座を開催するように検討したいと思っている。

委員 取組番号27番「有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発」について、SNSを介在した性犯罪がメディアでも取り上げられているように、有害サイトから青少年を守ることはとても大切な取組みだと思う。問題点に、メディア使用は夜9時まで等の表現は難しい状況であると書かれているが、取組内容としては、フィルタリングの活用の周知・啓発であるため、フィルタリング活用の周知・啓発がどれくらいできたかや、実際にフィルタリングの講座を受けたので、フィルタリングを活用するようになったとか、そういったことは分かるか。

事務局 講座の実施後、フィルタリングを活用するようになったかの数値等は把握していない。今後は受講の後を追いかけるような仕掛けを検討していきたい。

委員 ちなみに、今フィルタリングを使用していない方を把握できたりするものなのか。例えば、この講座の時に、フィルタリングを活用していますが、していませんか、というような感じで、これくらいの人たちがしていないとかの把握がされたりはしているのか。

- 事務局 現状では、そこまで把握ができていないが、受講前後で把握することも可能であると思うため、フィルタリングを活用していなかった方がどれだけ受講されたかというのは分かるかもしれない。そしてその後フィルタリングを入れたかというのも、可能であれば調べていけるのではないかと思う。
- 会長 今委員から質問があったところで、青少年を守るためのフィルタリング活用はPTAが対象となっているが、小中高と考えていいのか。
- 事務局 主に小学校、中学校のPTAを対象として実施している。高校に対して、メディアプログラムを実施した実績があるかは、今は把握していない。
- 委員 今のところに関連して、最近有害サイトから守るということに加えて、ネットニュースを見ると広告で卑猥な画像が出てきてしまい、どうしても目に触れてしまうという問題があり、保護者から広告の規制についての意見が上がったりしている。そうすると、有害サイトに青少年がアクセスしないことも大切なことだと思うが、ネット環境にある以上、必ず目に触れてしまうような環境にあるということをどう改善していくかも非常に重要な課題となってくると思っている。行政として、もちろん長崎市でできることと、できないことがあると思うが、問題意識としてそもそも思っているのか、どうなのかという点も含めてご教示いただきたい。
- 事務局 おっしゃられるように、広告で勝手に上がってくるものが目に触れてしまうという課題は、当然ながら認識している。それをフィルタリングで制御できているかは、知識が足りず、今お話できる部分ではないが、そういった意識も持ちながら、講師側の研究のところで、ポイントとして押さえておく必要があることは、ご意見とを踏まえて、あらためて今後の取組みの中でさせていただきたいと思う。実際GIGAスクールで配られているパンフレットなどについては、かなり厳しめの制御がかかっていると聞きしているため、言葉としてフィルタリングにかかってくる部分は制御できるが、きれいな言葉で書かれていて、フィルタリングにかからず、開いて深く入ると様々な部分に引っかかってくるような事例もあると研究会の中でお話していたこともあったため、講師側で対策を行っていきたい。
- 委員 先ほど専門家からの話があった方がいいとのお話があったが、有害サイトの件に関して、メディアのファミリープログラムについても、専門家を招きお話するなど、関係機関との連携はどうなっているか。
- 事務局 講座の作り方として、専門家を積極的に登用するということは今後の検討としてできる部分であると思うため、そのあたりも含めて、講座の組み立て方を研究していきたいと思う。

会長 講座の組み立て方や広告の問題等も含めて、ここはもう少し深めていただくことが必要だと思う。現代の生活に則した形で講座を組んでいただくことや、方針を決めていただいた方がいいのかなと思う。

委員 取組番号 28 番「市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進」について、20%台で推移しているところがあるが、これは市全体の全ての委員会の数を総合してのパーセンテージということなのか、各委員会のパーセンテージが、男女共同参画審議会は割と女性が多いと思うが、男性ばかりであるなど、全体では 20%台で推移していますという話なのか、そこを確認させていただきたい。

事務局 登用率に関しては、全体の委員数に占める女性の委員数の割合であるため、個別のパーセンテージではなく、全体での割合となっている。

委員 そうすると、方針のところに引き続き 40%を目標値として女性の登用率を上げていく、引き上げを図っていくと記載されているが、例えば、当然市として意識されているところだとは思いますが、ある委員会は女性 100%で、ある委員会は男性 100%で、トータルで見たら 40%ですでは、あまり意味がないと思うので、方針の書き方というか、掲げ方を、各委員会の割合にも配慮しながらなど、そういったものを加えるなどして、多少表現を変えてもいいのかなと思った。

事務局 そういったご意見も踏まえながら、表現の部分も検討させていただきたいと思う。また、女性が 0 人の審議会もまだあるため、できるだけ女性の登用率が少ない審議会の率を上げていけるように、委員を選ぶ段階から私どもも積極的に関わり、情報提供を行うことや、アドバイスをしながら、女性委員が 0 人の審議会を少しずつ減らしていけるような取組みを進めていきたいと考えているところである。

会長 他に意見はないか。もし何かまだ言い忘れたことがあれば、追加回答票もいただいているため、そちらにお寄せいただきたい。次に議題（3）男女共同参画に関する市民意識調査の調査項目について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 それでは、「令和 5 年度 男女共同参画に関する市民意識調査・調査票」をご覧ください。

当調査は、長崎市男女共同参画推進条例第 16 条の規定に基づき、家庭、職場、地域、その他の分野における男女共同参画に関する市民意識調査を行い、その結果を本市の男女共同参画計画の策定や、男女共同参画の推進に関する施策に反映させることを目的としている。

調査の対象は、長崎市にお住いの 18 歳以上のかた 1,500 人である。回答方法は、

今回からインターネットによる回答を追加しており、調査期間は、令和5年11月1日～11月30日を予定している。

調査項目は、自由記述欄を含む30問程度を想定している。選択肢については、経年比較を行うため、基本的に変更しないが、社会情勢の変化等で前回から変更した設問や追加した選択肢を朱書きしているため、その点についてご説明する。

問11の「各自の能力を発揮して生き生きと働くために必要なこと」についてだが、選択肢6は、前は「セクシュアル・ハラスメント防止」としていたが、ハラスメントはパワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどもあることから、今回から「ハラスメント防止」と変更している。

問17の「DV相談窓口についてだが、コロナ禍で国が設置した「DV相談プラス」や「DV相談ナビ」のほか、県の「性暴力相談支援センター「サポートながさき」」を新たに選択肢として追加している。

問18-2の「長崎市が実施しているDV防止の広報・啓発を知った手段」だが、新たにフェイスブックやLINEなどのSNSを選択肢として追加している。

問19の「長崎市が導入しているパートナーシップ宣誓制度の認知度」だが、制度の導入が令和元年度と前回の意識調査後であったことから、新たな選択肢として設けている。

問21の「男女共同参画に関する講座や研修会の受講状況」であるが、市民の皆様がどのくらい講座や研修を受講しているかを把握するため、新たな選択肢として設けている。

説明は以上である。ご審議の程、よろしくお願ひしたい。

会長 今事務局から説明があったが、男女共同参画に関する市民意識調査の調査項目について、協議をしたいと思う。変更した設問や追加した選択肢を中心に説明いただいた。何かご意見ないか。

では私から。これは、前回の平成30年の調査と今回の調査分を比較検討するという理解でよろしいか。経年変化をみるということで。

事務局 そうである。

委員 問4であるが、最近男女共同参画の中で、よく聞く言葉に「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）」があるかと思うが、みなさんご存じいただいているのか。アンコンシャスバイアスという言葉も調査いただくのはいかがか。

事務局 委員がおっしゃった内容については、私どもも考えていたところである。選択肢3にも関わってくるが、内容を分かりやすくした中で、アンコンシャスバイアスについての選択肢というのも一つ加えていく方向で考えていきたい。

委員 問 19 に関して質問だが、これは単純にパートナーシップ宣誓制度の導入について知っているかどうかだけしか聞かれていないので、知っている人知らない人の割合を聞くことで、どういうことに活かしていこうと思われているのか、ご教示いただきたいと思う。

事務局 委員からご指摘があったように、これだけでは内容が浅いという感じは否めない。当室の人権担当で独自の調査はしていないが、長崎県が全体でしている調査を市でも分析している。その調査でも、性的マイノリティへの理解を深めるという意識調査があるので、そちらを参考にさせていただきながら、ここでは、人権に関わる性的マイノリティの部分については、軽く、市民の方がどれくらい意識を持っているかというところに留めている。特に今回初めての設問でもあるため、こういった形での質問をさせていただいている。

委員 別のところで調査しているのではという趣旨も分かるが、これだけ聞かれても、聞かれる側としては、これを聞かれて何なのだろうという感じがするのではないかな。例えば、知っている、知らないだけではなくて、それに対して、例えば好ましいと思っている、思っていないとか、そういう認識を問うことができると、まだまだ性的多様性に対する理解が市としては浅いのだとか、逆にこういう制度を作っただけあって、進んでいるのだとか、それによって、今後この計画の中身に対しても、どういう働きかけがより必要というところが違ってくるのではないかなと思う。せっかくこういう機会を設けるのであれば、それくらいはお尋ねしてもいいのではないかなと個人的には思った。ただそれで、集計上とか、色々負担が増えたりするということであれば、あまり設問が増えるのも回答者の負担になるところでもあるので、1問くらい設問が増える分にはいいのかなという気もしたので、ご検討いただけると嬉しい。

事務局 確かに、実際にご回答いただくかたが、どれくらい回答に時間を要するのかということも検討しながら設問数の検討を行っている。ただ、おっしゃる案件は、私も認識していることであるので、できる範囲の中で検討させていただき、こちらの検討案をまた委員の皆様にお返しして、意識調査を実施させていただこうと思う。

委員 私もこの質問はすごく突然過ぎるなと感じた。パートナーシップ宣誓制度は渋谷区が確か1番最初だったと思う。その時は、渋谷区すごいなって感動したのを覚えている。長崎も渋谷区と同じようなことをしてくれるのかということで、いいとは思っているのだが、制度を導入したらどのようになるのか、この設問を入れることでアンケートを書いた人にとってちょっとした安心感が得られるようなものにするべきではないか。この設問のみで止めることには疑問が残る。すごく大事な問題を突然

出されたら、答える方も戸惑いながら、知っている、知らない、だからどうなのってことになると思うので、少し余韻みたいなものを入れてもらった方が、よりこの設問が生きてくるのではないかと思う。

委員

基本計画にも入っていないので、どのように質問すべきか悩んだのだが、男女共同参画を考える時に、女性がいかに社会進出しやすくなるかとか、そのためにも男性が育休をどう取りやすくなるかとか、そういう視点というものはだいぶ組み込まれてきているなどは感じているが、逆に、お子さんがいない家庭の人たちとのバランスというか、育休とか産休などの制度を充実していった時に、そのしわ寄せが単純に、お子さんがいない家庭に寄せられては、それは不平等かなと個人的には思っていたりもする。あと、自分の選択で子どもを持たないという場合もあれば、持ちたいけれども持てないという時に、お子さんの話があると、それが返って傷つけてしまうというパターンもあったりするとなると、これだけ、男女が等しく社会の活動も家庭のこともやっぴいこうという視点が出てきたからこそではあるが、そういう意味での多様性にも視点を向けて、今後こういう計画だったり取組みをしていただけたら嬉しいと個人的に思っている。それを踏まえて、例えば、この市民意識調査としても、お子さんのいる家庭とか、介護が必要な高齢者のいる家庭とか、そういうところだけではなく、そのしわ寄せがそういうものがない人たちにいかないという視点も、少しその調査の中に入ってくるとありがたいのかなと思った。具体的にこれをこうしてほしいというところまで私も考えきれていないので、発言させていただくかどうか迷ったのだが、ぜひ、多様性というものを、色々な角度から考えて、組み入れていただけると、様々な人にとって住みやすい社会の実現に前進していけるのかなと思うので、お願いしたい。

事務局

簡単に「ワークライフバランス」という一言では片付けられないような、今まで顕在化しなかったような問題もあると思う。今回の調査にそこをどのように表すかというところは非常に難しい問題でもあるが、その視点というのは忘れずに持ちながら取り組んでいきたいと思う。

会長

意識調査の項目はあまり変えない方がいいことは分かっているが、問 12 だけ何か意識調査ではなく、現状調査である。他の設問は、「何々だと思いませんか」というのが多いが、問 12 だけなぜか現状について教えてくださいになっているのだが、私のように一切地域活動に入っていない人もいるのかなと思う。一度自分で回答してみたが、答えられないと思ったので、テクニックの問題であるが、ここに答えてもらえないと欠損値になってしまうのかと思うので、他の項目にもあるように、「分からない」があるとまだマシかなという気はした。

事務局

選択肢に「分からない」を付け加える。

委員 広報ながさき3月号の折込みに対して、非常に男女共同参画について分かりやすかったというコメントがある。アマランス通信もそうだが、何人かがコメントしてよかったと考えるのではなく、本当にそれを見たことがあるのかどうか1,500人の方に聞いていただきたい。アンケートでは、講座や講演会を受講したことがあるか、ないかについては聞いているが、本当にそういうものの目に触れて、納得できるのかどうかも聞いていただければいいなと思った。

会長 新しい項目の追加ということか。

委員 そうである。できれば、講習会に行ったとか行かなかったとか以前に、せっかくであれば、アマランスで素晴らしく、分かりやすい男女共同参画の説明などがあっているとと思うが、そういうものを本当に見られているのかどうか、何人かが見てよかったよって言っただけで、納得されたのかなと思った。

事務局 直接的なことではないが、問18-2に「DVを防止するための広報、啓発をどのようにして知ったか」という問になるが、その中でアマランス通信などの選択肢がある。今委員がおっしゃったことに直接つながりはしないが、問21の講演会にあわせて、そのような聞き方をするとか、そこは工夫をさせていただければと思っている。

会長 他にないか。ないようであれば、議事を終了し、進行を事務局へお返しする。

事務局 本日の会議録については、後日、事務局案をお送りするので、ご確認いただき、修正があればお伝えいただければと思う。最終的に、市のホームページにて議事録を公開させていただく。委員の皆さまにいただいた貴重なご意見を、今後の計画推進に役立てていきたいと思っているので、今後ともご協力の程よろしく願いたい。それでは以上をもち、令和5年度第1回長崎市男女共同参画審議会を閉会する。